

福岡県最低賃金額改正のお知らせ

令和7年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間:1,057円	令和7年11月16日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間:1,176円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間:1,137円	令和7年12月10日
輸送用機械器具製造業	1時間:1,147円	
百貨店、総合スーパー	1時間:1,065円	令和8年2月1日
自動車(新車)小売業	1時間:1,131円	令和7年12月10日

上記の特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間1,057円)が適用されます。

詳しくは福岡労働局労働基準部賃金室までお問い合わせください。

【問い合わせ】福岡労働局 労働基準部 賃金室 TEL:092-411-4578



高齢者による自主活動団体のご紹介

新入にこにこくらぶ

発足から約30年になります。百歳体操と脳トレ等をしています。80歳代の方が多く90歳代もいます。皆さんとても元気です！(百歳体操のおかげ？) 地域外の人も参加しています。とにかく、おしゃべり大好きで笑いの絶えない仲良しグループです。ぜひ一度見学に来て体験してみませんか？！



仲良しグループ(にこにこ)です！

発足 平成9年

とき 毎週木曜日 午前10時～11時

ところ 上新入川東公民館

参加料 月 500円

参加人数 30人

年齢構成 70歳代～90歳代



問い合わせ:健康長寿課 高齢者支援係(地域包括支援センター) TEL:25-2391

スマートフォン初心者講座

専門講師がスマートフォンの基本操作や機能を体験を通してわかりやすく説明します。

【入門編】3月17日(火)午前10時～11時45分

▽地図とカメラの使い方 ▽LINEの使い方(メッセージ送信等)

【基本編】3月17日(火)午後2時～3時45分

▽LINEの使い方(友達の追加方法等) ▽スマホ決済の利用方法



対象

市内に住んでいる人
※スマートフォンを持っていなくても参加できます。

ところ

中央公民館 2階 第1学習室

参加料

無料

定員

各先着20人

申込期間

2月16日(月)～3月11日(水)



【問い合わせ】企画経営課 DX推進係 TEL:25-2218

防犯灯の管理、市への移管はお済みですか？

これまで自治会等で管理していた防犯灯については、令和8年度から、その電気料金負担も含め市が管理することになりました。管理の移管には手続きが必要です。手続きの方法等、お問い合わせは下記までご連絡ください。



移管手続き期限

令和8年2月末(2月以降も移管手続きは可能です。ただし、移管手続きが遅れたことにより発生した電気料金については、市が遡って負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。)

移管対象となる防犯灯

以下の全てに該当する防犯灯

①自治区公民館、隣組、グループ、個人が所有しているもの

②LEDの照明器具

③九州電力柱、NTT柱、土地所有者の承諾を得ている専用柱

(防犯のみを目的として設置したものに限る。専用柱に設置の場合、土地所有者の承諾を得ているもの)

※市営・県営住宅やアパート・マンションの敷地内の防犯灯や、個人の敷地内を主に照明しているもの、現状で防犯灯の機能を有していない器具等については移管の対象外。

【問い合わせ】防災・地域安全課 防災安全係 TEL:25-2223